精霊船は届け出をお願いします

道路使用許可申請

２メートル以上の精霊船を出す人（団体）は道路使用許可申請が必要です。

しまばら観光おもてなし課または各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

▶申込期間　７月１日（金）～７月 15 日（金）

※この期間以降は、直接、島原警察署に提出してください

▶道路使用許可証の交付日時および場所

７月 29 日（金）　10 時～　杉谷公民館

※責任者は必ず出席してください



処分負担金

精霊船の処分を精霊流し行事実施協議会に依頼する場合は、負担金が必要です。しまばら観光おもてなし課または各地区公民館に備え付けの「精霊船処分負担金振込用紙」で負担金を納めてください。

▶処分負担金（１隻分）

・流し場から海に流す場合…２万円

・陸上集積の場合…1 万 2000 円

※企業（葬祭業者）などが参加する場合は、一律５万円になります

※２メートル未満の精霊船も処分を依頼する場合は負担金が必要です

※精霊船を野外で焼却することは、法律で禁止されています。自己処分する場合は高さ 60 センチメートル、幅１メートル、長さ２メートル以下に寸断して東部リレーセンターに搬入してください（処理費用が必要です）

精霊船の作製費・担ぎ手などを支援します

精霊流し行事実施協議会では、島原の伝統行事「精霊流し」の継続・活性化を図るため、次の支援を実施します。

①精霊船台車作製の支援

精霊船の台車作製に要する経費の一部を助成します。

▶**助成額**　台車作製に要する経費の２分の１（５万円を上限とします）

②精霊船作製の支援

精霊船を出す団体・個人などに対し、作製に係る費用を助成します。

▶**助成対象**　２メートルを超える精霊船を出す人

▶**助成額**　２万円

③担ぎ手ボランティアの募集

精霊船の担ぎ手として参加できるボランティアスタッフを募集します。

▶**応募資格**　４月１日時点で満 18 歳以上の人（高校生の応募は不可）

▶**募集人数**　50 人程度

▶**活動内容**　精霊船の担ぎ手、切子灯篭の飾付など

※配属される団体などで、活動時間・活動内容が異なる場合があります

④担ぎ手ボランティア派遣先の募集

担ぎ手ボランティアの派遣を希望する個人・団体を募集します。

▶**募集人員**　１個人または１団体につき、５人を上限とします

○申込期限　①・③・④：７月 15 日（金）

②：９月２日（金）

○申込方法

しまばら観光おもてなし課、各地区公民館に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申し込んでください

▶申し込み・問い合わせ先

しまばら観光おもてなし課観光・ジオパーク班

（☎ 63-1111 内線 212）